



検察庁法改正は怎么样了？！

山下輝年

検察庁法改正の経緯

2020年1月から5月にかけて、いわゆる検察官定年延長（勤務延長）を内容とする検察庁法改正問題が世間を賑わしました。

当時の状況を簡単に振り返ると、次のような経過でした。

- 1) 2019年10月頃、検察官の定年を65歳、次長検事・検事長のいわゆる役職定年を63歳とする検察庁改正草案が関係者に示された（但し、定年延長や勤務延長の規定なし）。
- 2) 2020年1月31日、検察庁法の定年63歳に達した東京高検検事長を、国家公務員法の勤務延長規定で6か月間定年延長した（閣議決定）。
- 3) 2020年2月当時の国会（委員会）審議で、検察官には当該勤務延長の規定は適用されない旨の立法当時の人事院答弁との関係で、法務大臣・人事院・総理大臣（解釈変更時期、決裁手続等）の答弁につき種々の混乱と矛盾が指摘された。
- 4) 2020年3月、上記1)の改正草案ではなく、検事総長・次長検事・検事長の役職定年後の任命（内閣権限）、検事正の役職定年後の補職（法務大臣権限）が盛り込まれた検察庁法改正案が国会に提出された。
- 5) 2020年5月、ネット上（Twitter）に「#検察庁法改正案に抗議します」が急速に拡散し、著名人も呼応して批判の論調が高まる。
- 6) 2020年5月15日、元検事総長等有志が改正反対の意見書を法務省に提出した（[東京高検検事長の定年延長についての元検察官有志による意見書](#)）
- 7) 2020年5月18日、元特捜検事有志が改正再考の意見書を法務省に提出した。（[検察庁法改正案の御再考を求める意見書](#)）
- 8) 同日、検察庁法改正案の見送り（廃案）となることが確定。
- 9) 2020年5月20日、週刊文春にて、緊急事態下にもかかわらず当該検事長が新聞記者宅での麻雀複数回が露呈。
- 10) 2020年5月22日、当該東京高検検事長辞任。

問題となった改正法案の骨子

当時の改正法案をごく簡単にまとめると

- a) 検察官の定年を、63歳から65歳に引き上げる（当時は検事総長のみが定年65歳）。
- b) いわゆる役職定年で、63歳を超えて残る検察官はヒラの検察官となる。
- c) 63歳を超えて検察官が検事正になるには法務大臣の任命が必要。
- d) 63歳を超えて検察官が検事総長・次長検事・検事長になるには内閣（閣議決定）

が必要。

e) 上記の c)と d)は、1年延長・最大3回（最長3年）が可能となる。

その1年後の顛末

さて、1年を経て、この改正問題は、どうなったのか御存知でしょうか。

実は、2021年6月11日、国家公務員の定年延長を含む「国家公務員法等の一部を改正する法律案」が公布されました（[新旧対照表はこちら](#)）。但し、内容は定年延長のみ、つまり上記 a)と b)のみで成立したのです（施行日は2023年4月1日予定）。

具体的に、検察庁法改正該当部分の[新旧対照表](#)を見ると、かなり明確に「役職定年」が定められています。

大前提として、全検察官の定年が65歳に統一されています(改正法第22条第1項)。これまでは、63歳定年（検事総長のみが65歳定年）でした。

1年前に問題となった国家公務員法との関係について、念を入れて、「検察庁法には改正国家公務員法を適用しない」としています（第20条の2、第22条第2項）。

次に、63歳に達した検事は、

- 検事正になれず（改正法第9条第2項・3項）
- 二人以上の庁に設けられる上席検察官にもなれず（改正法第10条第2項）
- 次長検事・検事長にもなれません（改正法第20条第2項、第22条第3項）。

したがって、63歳になると、上記以外の検事として勤務することになります。

要するに、2019年10月頃の草案に戻ったというか、その当時よりも法律解釈上の疑義を残さないように明確に「役職定年」を定めたことになります。

（参考）検察に関する前提知識 Q&A

当時、種々の意見がネットや報道で交わされていましたが、その前提知識としての法制度と実務について基本的な事柄が理解されていないと感じましたので、ここで分かり易く説明します（もちろん、元検事としての山下個人の見解です。）

Q 検察庁法改正は、行政機関の改正なのに、なぜ三権分立を害するという言い方が出てくるのですか？

確かに、検察は国家組織上、行政権の一つですから、その点を捉えて検察庁法改正は三権分立とは関係ないと言う人がいました。

しかし、検察官は、起訴・不起訴の権限を独占しています（例外は検察審査会の強制起訴のみ）。検察官の起訴なしに、裁判所（司法）は審理すらできません。

つまり、検察官は、裁判所（司法）の前提となる役割を担っており、司法に極めて近い立場にあります。そこで、講学上「準司法官」「準司法的機関」と言います。

また、検察官は独立して権限を行使できます（検察官独立の原則）。

もし、検察官が不当に一定の人を有利な判断をしたら、司法判断から免れること

になり、司法の側から見ると本来行使できる権限を行使できず、無意味となります。そういう観点から三権分立を害するという言われ方になったのですが、厳密に言えば「三権分立の精神・趣旨に反する」ということとなります。

Q 検察庁法と国家公務員法・国家行政組織法との関係はどうなっているのですか？

結論から言うと、国家公務員法が国家公務員全部に適用される法律で、検察庁法は検察官・検察庁に適用される法律です。前者が一般法で、後者が特別法となります。

法の原則で「特別法は一般法に優先する」というのがあります。ですから、国会審議で問題になりましたが、国家公務員法の定年延長の規定（国家公務員法第 81 条の 3）は検察官には適用されないと解釈されてきました。検察庁法には定年延長の規定がないので定年で退官としてきたわけです。

なお、法律ができた時期を見ると、次のようになります。

検察庁法	1947年4月16日	施行 1947年5月3日
国家公務員法	1947年10月21日	施行 1948年7月1日
国家行政組織法	1948年7月10日	施行 1949年6月1日

3つの法律の中で最も早いのが検察庁法になります。

検察庁は、国家行政組織法第 8 条の 3 の「特別の機関」となっていますが、枝番が付いているのは後に改正で追加されたからです。それまでは検察庁が国家行政組織法では明確な条文がなく、その際の改正により行政機関（特別の機関）として明確にしたという経緯にあります。

国家行政組織法は、まず組織があって、そこに人（公務員）を配置する形になっていますが、検察庁法は、まず検察官があって、その集まったところが検察庁という形になっています。



